

第44事業年度

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

決 算 報 告 書

神奈川県平塚市馬入本町13-11
株式会社 ザ・サンパワー
代表取締役 黒崎 寿雄

貸借対照表

(令和 4年 3月31日現在)

株式会社ザ・サンパワー

(単位：千円)

(資産の部)			(負債の部)		
科目	内訳	金額	科目	内訳	金額
流動資産		297,906	流動負債		275,450
現金及び預金	57,801		買掛金	20,865	
売掛金	131,148		未払金	23,444	
有価証券	496		短期借入金	50,000	
商品	477		未払費用	127,275	
貯蔵品	85		未払法人税等	882	
前払費用	27,052		未払消費税等	1,621	
未収入金	78,221		前受金	3,040	
立替金	1,418		預り金	24,835	
その他	1,204		賞与引当金	23,040	
			その他	446	
固定資産		70,695	固定負債		112,850
有形固定資産		342	長期借入金	112,500	
建物付属設備	82		退職給付引当金	350	
車両運搬具	0				
工具器具備品	260				
無形固定資産		0			
のれん	0				
投資その他の資産		70,352			
出資金	60				
長期前払費用	33,994				
敷金・保証金	36,298				
破産債権等	16,826				
貸倒引当金	△ 16,826				
資産合計		368,601	負債合計		388,300
			(純資産の部)		
			株主資本		△ 19,698
			資本金		40,000
			利益剰余金		△ 59,698
			利益準備金	6,000	
			その他利益剰余金	△ 65,698	
			別途積立金	14,000	
			繰越利益剰余金	△ 79,698	
			純資産合計		△ 19,698
			負債及び純資産合計		368,601

損益計算書

〔 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		980,750
売 上 原 価		124,090
売 上 総 利 益		856,660
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		944,738
営 業 損 失		△ 88,077
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入	100	
そ の 他	5,203	5,304,104
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	361	361
経 常 損 失		△ 83,135
特 別 損 失		
減 損 損 失	66,707	66,707
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 149,843
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		882
当 期 純 損 失		△ 150,725

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株……………時価法
 式等以外のもの……………(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 市場価格のない株……………移動平均法による原価法
 式等
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 貯 蔵 品……………最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法
 有 形 固 定 資 産……………定率法
 ただし、1988年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 また、2007年3月31日以前に取得したものに係る残存価額は、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

 無 形 固 定 資 産……………定額法
 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。